

所有者等の住所、氏名、または名称の変更の届出

- 1 本届出を要する所有者等とは、製造所等の所有者、管理者または占有者をいい、原則的には製造所等の設置者をいいます。
なお、工場長等の管理的な職にある方が人事異動により変更となった場合は、管理者の氏名の変更として提出してください。
- 2 この届出は、次に掲げる場合に提出してください。
 - (1) 所有者等が法人の場合
 - ア 法人の代表者の交替
 - イ 法人の名称の変更
 - ウ 法人の主たる事務所（事業所）の移転
 - (2) 所有者等が個人の場合
 - ア 所有者等の住所の移転
 - イ 婚姻等による氏名の変更
- 3 設置者が県、市町等の地方公共団体の首長になっている製造所等については、首長交代時の届出を必要とせず、自動的に氏名が変更されたものとして運用しています。